第３章

「杜の都環境プラン」の推進のための取り組み

〔1〕開発事業等に対する環境配慮の推進

〔2〕仙台市役所の取り組み

〔3〕環境保全のための組織

第３章「杜の都環境プラン」の推進のための取り組み

1 開発事業等における環境配慮の推進

1 環境影響評価（環境アセスメント）制度の推進

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、開発事業者自らが環境の現況を調査し、事業に伴う環境への影響を予測・評価するとともに、その過程を公表し、行政や住民が必要な意見を述べることによって環境に配慮した事業の展開を促していく仕組みです。

本市では、平成10年8月の仙台市環境審議会からの答申を踏まえ、同年12月に「仙台市環境影響評価条例」を制定し、平成11年6月に施行しました。本市の条例の特徴としては、法や県条例と比べて対象事業の範囲を広く設定したことや、工事中・供用後の事後調査の手続きを徹底したことなどが挙げられます。

条例施行後は、石炭火力発電や太陽光発電事業の実施に係る環境影響などの課題に対応するため、対象事業の追加や規模要件の見直しを適宜行いながら、制度を的確に運用することにより、杜の都の良好な環境の保全に努めてきました。

令和7年度末時点で手続き中の事業は〈表3−101a〉及び〈表3−101b〉のとおりです。

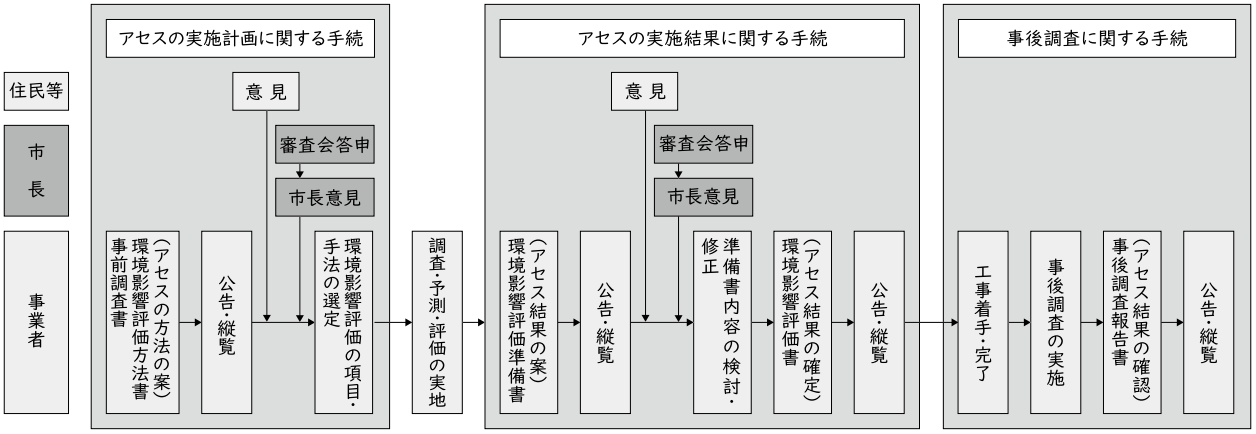
表3-101a 仙台市環境影響評価条例対象事業（令和8年3月31日現在）

事業の名称	事業の種類	手続き段階
都市計画道路川内旗立線整備事業	道路の新設,道路の拡幅	事後調査手続中
主要地方道仙台南環状線整備事業	道路の新設	H17．10　評価書手続終了
仙台市新墓園建設事業（第２期）	墓地又は墓園の造成の事業	事後調査手続中
（仮称）泉パークタウン第６住区開発計画	住宅団地の造成の事業	事後調査手続中
仙台貨物ターミナル駅移転計画	鉄道の建設事業（貨物駅等の建設）	事後調査手続中
雨宮キャンパス跡地利用計画	大規模建築物の建設の事業	H30．２　評価書手続終了
仙台港バイオマスパワー発電所建設計画	電気工作物の設置の事業（バイオマス専焼による火力発電所の設置）	事後調査手続中
杜の都バイオマス発電事業	電気工作物の設置の事業（バイオマス専焼による火力発電所の設置）	事後調査手続中
仙台市岩切山崎今市東土地区画整理事業	土地区画整理事業	事後調査手続中
仙台市愛子土地区画整理事業	土地区画整理事業	事後調査手続中
宮城丸森幹線新設事業	電気工作物の設置の事業（送電線の設置）	事後調査手続中
鶴ケ谷第二市営住宅団地再整備事業	大規模建築物の建設の事業	事後調査手続中
（仮称）仙台芋沢太陽光発電事業	電気工作物の設置の事業（太陽光発電所の設置）	Ｒ２．１　方法書手続終了
（仮称）ニトリ仙台ＤＣ新築工事	大規模建築物の建設の事業	事後調査手続中
（仮称）ＤＰＬ仙台長町Ⅱ計画	大規模建築物の建設の事業	Ｒ７．９　評価書手続終了
（仮称）青野木産業廃棄物最終処分場増設事業（第５期）	廃棄物最終処分場の変更の事業（増設）	準備書手続中
（仮称）岩切物流施設新築計画	大規模建築物の建設の事業	Ｒ７．９　評価書手続終了
（仮称）仙台市愛子東土地区画整理事業	土地区画整理事業	Ｒ６．８　方法書手続終了
（仮称）仙台市郡山北目土地区画整理事業	土地区画整理事業	Ｒ７．８　方法書手続終了
今泉工場建替事業	廃棄物の処理施設の設置	準備書手続中
仙台市中央卸売市場再整備事業	大規模建築物の建設の事業	Ｒ７．11　方法書手続終了

表3-101b 環境影響評価法対象事業（令和8年3月31日現在）

	事業の種類	手続き段階
（仮称）太白ＣＣ太陽光発電事業	太陽電池発電所の設置の事業	事後調査手続中
（仮称）菅生太陽光発電事業	太陽電池発電所の設置の事業	Ｒ４．７　配慮書手続終了

図3-101 環境影響評価の手続の流れ



2 環境調整システムの実施

環境調整システムとは、本市が実施する公共事業等について、事業の実施による環境への配慮を徹底するため、立地選定といった計画の早期段階から事業部局と環境部局が一体となって、事業の実施が及ぼす環境への影響の回避・低減のあり方について検討・調整する仕組みであり、平成12年10月から施行しています。令和7年度に手続きを実施した主な事業は<表3−102>のとおりです。

表3-102 令和7年度に環境調整システムに基づく手続きを実施した主な事業

事業の名称	事業の種類	主な環境配慮方針
仙台市立八本松小学校校舎等及び仙台市八本松児童館放課後活動室等増改築工事	建築物等の建設	周辺の住宅等に配慮し、既存校舎の解体を含む増改築工事全般を通じて、排出ガス対策型及び低騒音低振動型の機械を用いることで大気汚染、騒音、振動の低減に努めるとともに、通勤通学の時間帯を避けた工事車両の走行やアイドリングストップの励行、工事機械台数の分散化などについて検討する。

3 地域と共生する太陽光発電事業の普及促進

「仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例」は、仙台市内の出力20kW以上の太陽光発電施設（建築物の屋根又は屋上等に設置するものを除く）を対象として、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃棄等の手続を定め、地域と共生する太陽光発電事業の普及促進に寄与することを目的としたものであり、令和5年3月14日、市議会の提案により条例が可決・成立し、令和5年10月1日から施行しています。設置規制区域内での設置については許可申請を、区域外での設置については届出を義務付けており、令和7年度末時点で、許可は1施設、届出は65施設となっています。

令和7年度は、森林の大規模伐採を伴う太陽光発電事業の抑止を図るため、条例に定める手続きのさらなる厳格化に向け、改正素案に係るパブリックコメントを実施したほか、令和6年度に引き続き、パンフレットやホームページを活用した制度周知や、市内の太陽光発電施設の維持管理状況等を把握するための委託業者による実態調査を実施しました。